

# 神戸市立工業高等専門学校いじめ防止基本方針

2023年4月1日

規則第114号

はじめに

全国的に日常生活の延長上で「いじめ」が生じ、児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼす深刻な問題になっている。

神戸市は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）第12条の規定に基づき、神戸市いじめ防止等のための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を策定（平成26年3月）した。

神戸市基本方針第4の1に基づき、神戸市立工業高等専門学校（以下「本校」という。）は、その実情に応じ、本校に在籍する学生に係る「いじめ」に相当する行為の防止、早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるとされており、「神戸市立工業高等専門学校いじめ防止基本方針」を策定するものである。

## 1 本校の教育方針

### ①人間性豊かな教育

心身の調和のとれた、たくましい感性豊かな人間形成をめざして、教養教育の充実をはかるとともに、スポーツ・文化クラブ等の課外活動を振興する。

### ②基礎学力の充実と深い専門性を培う教育

工学に関する基礎知識と専門知識を身につけ、日進月歩する科学技術に対応し、社会に貢献できる実践的かつ創造的人材を育成する。

### ③国際性を育てる教育

国際・情報都市神戸にふさわしい高専として、世界的視野を持った、国際社会で活躍できる人材を育成する。

## 2 「いじめ」防止等に関する基本的な考え方

「いじめ」とは、本校に在籍している学生に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の学生が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、「いじめ」を受けた学生が心身の苦痛を感じているものと定義されている。

本校では、「いじめ」を訴えてきた学生の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、学生を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たるものとする。

「いじめ」は、すべての学生に関係する問題である。「いじめ」防止等の対策は、すべての学生が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、「いじめ」が行われなくなるようにすることを旨として行われることが大切である。

また、すべての学生が「いじめ」を行わず、「いじめ」を認識しながら放置するこ

とがないよう、神戸市いじめ指導三原則「するを許さず されるを責めず 第三者なし」を核とした指導を継続展開していくものとする。

### 3 本校の教職員の姿勢

- ・学生一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、学生との信頼関係を深める。
- ・学生が自己実現を図れるように、分かる授業を日々行うことに努める。
- ・学生の思いやりの心や命の大切さを育む道德教育や学級指導の充実を図る。
- ・「いじめ」は決して許さないという姿勢を教職員がもっていることをさまざまな活動を通して学生に示す。
- ・学生一人一人の変化に気づく、鋭敏な感覚を持つように努める。
- ・学生や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ・「いじめ」の構造や「いじめ」問題の対処等「いじめ」問題についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識を持つ。

### 4 「いじめ」問題対策の校内体制

①神戸市立工業高等専門学校「いじめ」問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置する。

構成委員は、校長、学生主事、教務主事（計画調整）、教務主事（教育）、教務主事（研究）、事務室長、学生相談室長、総務課長、学生課長、保健室職員、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認めた教職員とする。

#### ②対策委員会の役割

- ・本校における「いじめ」防止等の取組に関することや、相談内容の把握、学生、保護者への「いじめ」防止の啓発等に関することを行う。
- ・「いじめ」の相談があった場合には、当該担任等を加え、事実関係の把握、関係学生、保護者への対応等について協議して行う。なお、「いじめ」に関する情報については、学生の個人情報の取り扱いに十分に注意しながら、本校の教職員が共有するようにする。
- ・本校の「いじめ」問題対策についての取組の検証と改善を行う。

### 5 「いじめ」の未然防止

#### ①学生に対して

- ・学生一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級や学校のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・分かる授業を行い、学生に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・思いやりの心や学生一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを道德

の授業や学級活動をはじめ、すべての教育活動を通して育てる。

- ・「いじめ」は決して許されないことという認識を全ての学生が持つように、さまざまな活動の中で指導する。
- ・見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、教職員や友だちに知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。

## ②学校全体として

- ・全教育活動を通して、「いじめ」は絶対に許されないという土壌をつくる。
- ・「いじめ」に関するアンケート調査を定期的実施し、結果から学生の様子の変化などを教職員全体で共有する。
- ・「いじめ」チェックリストを活用し、担任を中心に学生の状況を複数の教職員で観察する。
- ・学生相談室やスクールカウンセラーを中心に教育相談体制の充実を図り、全教職員で学生の心のケアに当たる。
- ・「いじめ」問題に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。
- ・学生会活動を中心に、学生が自主的に「いじめ」撲滅を目指す取組を進める。
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

## ③保護者及び地域に対して

- ・学生が発する変化のサインに気づいたら、すぐに学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめ」問題の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを各種保護者会、学校だより、地域での会合等で伝えて、理解と協力を得る。

## 6 「いじめ」の早期発見

- ・担任が学生の悩みを相談できる時間を確保し、担任と学生が安心して心を開き相談できる関係づくりに努める。
- ・日常の学生の様子を担任はじめ多くの教職員で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。
- ・様子に変化が感じられる学生には、積極的に声かけを行い、安心感を持たせる。
- ・アンケート調査等を活用し、学生の間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、学生との信頼関係を深める。

## 7 「いじめ」の早期対応

- ・「いじめ」に限らず、困った事や悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを学生に伝えていく。
- ・いじめられている学生や保護者からの訴えを、親身になって聞き、学生の悩みや苦しみを受け止め、学生を支え、「いじめ」から守る姿勢をもって対応することを伝える。

る。

- ・「いじめ」に関する相談を受けた教職員は、管理職に報告するとともに、対策委員会等、校内で情報を共有する。
- ・学校として組織的な体制のもとに、事実関係の把握を行う。
- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校と家庭の協力のもとに解決していく。
- ・再発を防止するため、「いじめ」を受けた学生及び保護者への支援と、「いじめ」を行った学生への指導と保護者への支援を継続的に行う。
- ・状況によっては、神戸市教育委員会事務局、所轄警察署、少年サポートセンターと連携して対処する。

#### 8 特別な支援を必要とする学生への配慮

- ・特別な支援を必要とする学生に対する「いじめ」の未然防止・早期発見・早期対応には十分に配慮する。

#### 9 インターネットやソーシャルメディア利用による「いじめ」への対応

- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等の利用に関して、マナーやルールづくり等について、保護者に協力を依頼する。
- ・インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性について、最新の情報を把握して学生や保護者に啓発する。
- ・情報モラル教育を積極的に進めるために、少年サポートセンターをはじめとする関係機関との連携を進める。
- ・インターネットやソーシャルメディア利用による「いじめ」を認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、事案によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応する。

#### 10 関係機関との連携

- ・インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性をはじめ、情報モラル教育を積極的に進めるために、少年サポートセンターをはじめとする関係機関との連携を進める。
- ・犯罪行為等が認められるときには、警察や少年サポートセンター、法務局等と連携した対応をする。
- ・その他、学校の指導だけでは十分な効果を上げることが困難な場合などには、積極的に連携を行う。

#### 11 「いじめ」事案への対処

- ・人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、指導の記録をきちんととる。
- ・保護者に対して、事実について説明するとともに、今後二度と起こらないような体制について説明し理解を得る努力をする。
- ・いじめられた学生を守るために、全教職員で情報を共有し、解決に向け組織的に支援を行う。

- ・いじめた学生へは、「いじめ」は許さないという毅然とした指導を行い相手の思いや自己の行為を考えさせ、二度と「いじめ」を起こさない環境を構築する。
- ・理事長に事実関係を報告する。

#### 12 重大事態への対処

- ・重大事態が発生した際は、第三者からなる調査委員会を設け調査する。
- ・重大事態が発生したことを真摯に受け止め、事実関係を把握し調査委員会に速やかに提出する。
- ・「いじめ」を受けた学生及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。

#### 13 その他

- ・この基本方針は、本校の状況に応じて、対策委員会において点検及び見直しを進め、適切に改訂を行う。

#### 附 則

この規則は、2023年4月1日から施行する。